大阪府営業時間短縮協力金支給規則を公布する

令和三年二月八日

大阪府知事 吉村 洋文

## 大阪府規則第五号

大阪府営業時間短縮協力金支給規則

(目的)

対して、 ることにより、 定等に関する事項その他協力金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定 資するための営業時間短縮協力金(以下「協力金」という。)の支給の申請、 対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十四条第九項の要請 る感染症をいう。以下同じ。) のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等 ス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に 型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止及び当該事業者の事業の継続に 要請」という。)に応じて営業時間の短縮等を行った事業者を対象とした、 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。 則 協力金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。 新型コロ ナウイ ルス / 感染症 が タコ 口 ウ 。) であ 

(支給の要件)

第二条 後に事業を営まな のとする。 知事は、 次の各号のいずれにも該当する事業者(令和三年一月十五 くなった者を含む。以下同じ。)に対し、 協力金を支給 する 日 以

- たこと。 条において同じ。) 営まなくなった場合にあっては、事業を営まなくなった日の前日。 までの間に要請の対象となる施設(以下「施設」という。)にお令和三年一月十四日から同年二月七日(同年一月十五日から同 までの全ての期間において府の区域内に施 設を有 年二月 て事業を 以 下 この て 日
- 茶店営業に係るものに限る。)を受けていたこと。 二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可 一月十四日から同年二月七日までの全ての期間において、協力金の申請に係る施設(以下「申請施設」という。)に 協力金の 同年二月七日までの全ての期間において、食品衛生法に係る施設(以下「申請施設」という。)について、令 (飲食店営業 令 又は喫に、田和三年
- を開始することができる状態で休業していた場合を含む。) させる役務 施設に  $\mathcal{O}$ 提供に係る営業を継続していた(申請施設において直ちについて、令和三年一月十四日以前から同年二月七日まで飲 ついて、令和三年一月十四日以前から同年二月 こと。 営業
- まで 申請 施設に 全て  $\mathcal{O}$ ついて、令和三年一月十四日又は同月十八日から同年二月七 期間にお V て次の イからハまで 11 ずれ かの措置を講じた 日
- 設(以下 の 間 + 一時から午後七時までの間とすること。 に短縮するとともに、 ヤバ 「遊興施設」という。)の営業時間を午前五時から午後八時まで ナイト クラブ、ダンスホールその他これ 酒類を提供する場合に あ 2 は らに類す  $\mathcal{O}$ る遊 提 供 興施 を午
- (遊興施設を除く。)において飲食をさせる役務  $\mathcal{O}$ 提供に 係る営業時

での 酒類を提供 間 とするこ する

- を 開 することが できる で休 業す ること。
- 五 施 ス F.  $\mathcal{O}$ 置を 設に ラ 感染 全て 次 とを誓約し  $\mathcal{O}$ 1 シ」と イからホまでのいずれにも該 感染防止宣言ステッカー 症  $\mathcal{O}$ 同 施 期間 日  $\mathcal{O}$ 設 後 12 という。)を遵守するとともに、感染の拡大の防止のために定める ホまでのいずれにも該当しない者であること。た事業者に知事が交付する標章をいう。)を掲示していたこと。 に 12 2 お いて いて、 拡大の防止のために定める指針(以下 じた事業者にあっては 、令和三年 申請施設に - 一月十四 (感染拡大予防ガ 関係する事 同月十八日)から同年二月七日日(前号イからハまでのいずれ 知事が別に定める日までに申請 業者団体が新型コロナウイ イドラインを遵守して 「感染拡大予防 ガイル までの
- 宗教上の組織又は団体
- 口 二年大阪府条例 七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第 (以下「暴力団員」という。) 若しくは大阪府暴力団排除条例 (以下「暴力団密接関係者」という。) 暴力団員による不当な行為 (第五十八号) 第二条第四号に規定する暴力 4 密接 (平成 関 二十 団 員
- 従業員、 者
- ニハ 過 の執行を終わ 法人にあ しな 者 わり、又はその執行を受けることがなくなったっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係 つた日 か処が とせられ、 ら一年を
- ホ 同法 した 昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令 公正取引委員会か 日又はその納 第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、 付が完了した日から一年を経過 ら私的独占の禁止及び公正取引の しな その必要な VV 確保 に 措 関 す 置 る が . 完了 大はは

## 力金

第三条 額とする。 協力 金  $\mathcal{O}$ 額 は 次  $\mathcal{O}$ 各号に掲 げ る場合  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 当該各号 に 定  $\Diamond$ る

- $\mathcal{O}$ )営業時間 令和三年 の短縮 \_\_ 月十 又は 几 日 は休業を行った場合は休業を行った場合は休業を行った場合は まで 申請  $\mathcal{O}$ 施設 全 7 一の一の期間期 所 間 に つき百 お V 7 五 申  $\overline{+}$ 万 円設
- $\mathcal{O}$ 令和三年 の短縮-一月十 又 八 は日 まで 申 -請施設 所間 に 12 つお いて申ざき百二十 +
- 業を営まなくなっ 7 (営業 時和 ずれ 業を営まなくな か時 の短縮又は休業を行三年一月十四日から 間  $\mathcal{O}$ 日である である場合にあっては、 又は休業を開始した日が同月十五日 た場合 申請施設一箇所につき六万円に 0 た 日 の前日まで い、同年二月七日までに当該同月十八日までのいずれかの  $\mathcal{O}$ 同月十八日) 日数を乗じ から当該 て得 カン たら同 申 た 日 請 額 カュ 同 月 施設 申 5 申 + 年 に 施 日 月 お 施 に ま + で 兀 7  $\mathcal{O}$ 日 事 NO

## $\mathcal{O}$ 支給 $\mathcal{O}$

匹 に、 知 力 定める書類を提出することにより、 を受けようとする事業者 は、 \ <u>`</u> 知 事に対 又 は その ンター 定め る ツ 日

用 する ことに より 申 しなけ れ ば ならな

協 力 金 の支給  $\mathcal{O}$ 決定等

- 第五条  $\mathcal{O}$ V) 支給 当該 知 申請 事は の決定をするものとする。 内容を審査 協力金の支給 L  $\mathcal{O}$ 協力 申請 7金を支給すいかあったとさ たときは、 ベ きも 当該  $\mathcal{O}$ と認 申請  $\Diamond$ た に 係 لح きは る書類 協力に
- 2 力金  $\mathcal{O}$ とする。 知事は の支給 前項  $\mathcal{O}$ 申 の場合にお に係る事項につき修正を加えて協力金場合において、適正な支給を行うため いて、適正 並の支給必要が あ の決定をするも るときは
- 3 場合にお 知 した事業者に 事は、 当該申請が取り下げられたものとみなすことが いて、 申請 当該 対 Ü 係 昭当の る書 相当 類等 期間 · の 期 期間を定めてその補Tに形式上の不備がある 内に 事 業者が補 正を行わな 正を る と認 あ る。 求めることがある。 8 るときは、 カュ ったときは、 当該 この 知事 申 請
- のうち、 知 事は、第一項又は第二項の 申請施設の 名称及び 所 規定による支給の決定をした事 在 地 に 関する情 報 を公 表することが 業者に あ 係る る。

協 力金の支給の決定 の通知)

第六条 力 金の支給の申請をした事業者に通知するものとする。 知事は、協力金の支給の決定をしたときは、 ・速やかに その 決 定  $\mathcal{O}$ 内

(決定 の取消し)

- 第七条 該当するときは、 知事は、 協力 力 金 金  $\mathcal{O}$ 並の支給 支給  $\mathcal{O}$ の決定 を受け 定を取 り消すものとする。た事業者が、次の名 消すも 各号  $\mathcal{O}$ い ず n カン
- したとき(第五号 第二条第一号から第五 に掲げる場合を除く。)。 号までの ずれか に 該 当し て 71 な か 0 たこと が 判 明
- 支給 第二条第六号ロからホまでのいずれかにたとき (第五号に掲げる場合を除く。)。 の決定をした日において、 第二条第六号イ に 該当し 7 11 たことが 判 明
- たことが判明 条の申請を したとき。 した当時に第二条第六 第六号口からホまでのいずれいずれかに該当することとな かに該当しなったとき又 は 7 い第
- 几 , が 認 第二条第六号ニ及び めたとき。 ホ に 掲げる者と同 等以上  $\mathcal{O}$ 重大な不正 行為 をした と知
- 五. き 第四  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 提 出 L た書 I類等 12 記 載され た 内 容 に 虚 偽 が 判 明 たと
- 2  $\mathcal{O}$ 支給 ができなか 事業者の責めに帰す 另一項の規定による かったときは、協力 べき事由 力 金 消し支にによ 支給の り、 決定を取 知 事が 定 8 り 消 る 期 すことが 日 まで あ 協力
- 3 前 条  $\bigcirc$ 規定は よる 取 た場合に 9 11 7 準 用 す ź.

協 一の返還)

- 第八条 事は、 て いるときは 協力 金  $\mathcal{O}$ 支給 期限を定めて、 の決定を取り消 その返還を命ずるもの した 場合に お いて、 とす 力
- 力  $\mathcal{O}$ 返還 に係 る費 用 に 9 て は、 事業者  $\mathcal{O}$ 負担 とする。

(違約 金及 び延滞

後の期間については、既納額を控除した額)につき日までの日数に応じ、当該協力金の額(その一部をて、府に納付しなければならない違約金の額は、協は、協力金の返還のほか、違約金を支払わなければでのいずれかに該当する場合に限る。)に関し、協力 第九条 合により計算した額とする 事業者は、第七条第一項 の規定による取 した額)につき年十・九五パーセントの割額(その一部を納付した場合におけるその約金の額は、協力金の受領の日から納付の支払わなければならない。この場合におい 協力 金 (同項第三号から の返還を命ぜら 第五 た とき 号ま

- 者の納付した金額が返還を命ぜられた協力金の額に達するまでは、その納2.前項前段の規定により違約金を納付しなければならない場合において、 額は、まず当該返還を命ぜられた協力金の額に充てられたものとする。 付金業
- 3 九 五 きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・ 事業者は、協力金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったと パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならない。
- 規定に定める年当たりの 規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五第一項又は前項の規定に定める違約金又は延滞金の額の計算につきこれらの 日当たりの割合とする。
- 5 前条第二項の規定は、 違約金及 び 延滞 金の 納 付 に 0 11 て準用する。

(適用除外)

第十条 八十五号)の 号)の規定は、 適用 協力金に関しては、 適用しな 大阪府補品 助金交付規則 (昭和四十五年大阪府規則第

(委任)

が別に定め こ の 規則 る 定め るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か `` 協力金の 支給に関 必要な事項は 知

 $\mathcal{O}$ )規 則 は、 則 公布の 日から施行する。